令和5年神審第8号

裁 モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 b 職 名 B船長 操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、 次のとおり裁決する。

> 主 文

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和4年5月15日05時22分 兵庫県岩屋港北方沖合
- 2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

モーターボートB

総トン数 3.4トン

1.2トン

登録 長 8.20メートル 7.36メートル

機関の種類 ディーゼル機関

ディーゼル機関

出 力 182キロワット 80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、魚群探知機一体型のGPSプロッター及び舵輪後方に操縦席を、操舵室後部右舷側に魚群探知機を、同室後部壁の右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、船長a(小型船舶操縦士免許を受有し、受審人に指定されていたところ死亡し、同指定が取り消された。)が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年5月15日04時40分阪神港神戸区を発し、岩屋港北方沖合の釣り場に向かった。

a船長は、05時00分目的の釣り場に着いて北西方向に流れる潮流に圧流されながら釣りを行ったのち、釣りを開始した地点付近に向けて潮上りをすることとし、05時21分北西方に向首した状態から発進し、右旋回を開始した。

a船長は、同乗者が右舷船首部甲板及び左舷船尾部甲板でそれぞれ 釣りの準備を行い、自身は操舵室後部壁の右舷側に立った姿勢で操船 に当たり、GPSプロッターに表示された航跡を見ながら右旋回を続 けた。

a船長は、05時21分半岩屋港東防波堤灯台(以下「岩屋港灯台」という。)から036.5度(真方位、以下同じ。)1,040メートルの地点に達し、右旋回を終え、船首が128度を向いたとき、正船首190メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を南東方に向けてほとんど移動しないことから漂泊中と分かる状況であったが、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、Bに向けて近距離のところで針路を128度に定め、折からの潮流により左方に3度圧流されながら、10.0ノットの速力(対地速力、以

下同じ。) で手動操舵によって進行し、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a 船長は、Bを避けることなく続航し、05時22分僅か前船首至近に同船を認めたものの、どうすることもできず、05時22分岩屋港灯台から045度1,060メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの船尾左舷側に後方から3度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、322度方向に流れる2.5 ノットの潮流があった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪を、同左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッターを、操舵室後方右舷側の操舵室囲壁に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、有効な音響信号を行うことができる手段を講じないまま、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日04時50分岩屋港を発し、同港北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、05時00分目的の釣り場に着いて釣りを行ったのち、05時21分岩屋港灯台から049度1,050メートルの地点に移動し、左舷船尾部甲板上で両膝をついた姿勢で船首方を向き、船首を南東方に向け、機関を中立運転として釣りを行うため漂泊を開始し、折からの潮流により322度方向に2.5ノットの流速で圧流されながら釣りを再開した。

b受審人は、魚群探知機で水深を確認しながら釣りを続け、05時21分半岩屋港灯台から047度1,060メートルの地点で、船首が125度を向いていたとき、左舷船尾3度190メートルのところ

にAを視認することができ、同船が自船に向けて近距離のところで針路を定めて進行し、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、 魚群探知機で水深を確認することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、機関を使用 して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、 Bは、船首が125度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を、Bは、左舷船尾部外板 に亀裂等をそれぞれ生じたが、のち、いずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、岩屋港北方沖合の瀬戸内海において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての規定がないから、海上衝突予防法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、岩屋港北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBに向けて近距離のところで針路を定めて進行し、衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、岩屋港北方沖合において、釣りを行うため漂泊する場合、

接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意 義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機で水深を確認することに 気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に 向けて近距離のところで針路を定めて進行し、衝突の危険を生じさせて 接近するAに気付かず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を 続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。 以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月5日 神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広